

道路・河川の権限移譲に関する経過

	政府（国土交通省等）	全国知事会
平成20年 9月16日	○ 地方分権改革推進委員会が道路・河川の移管に伴う財源等の取扱いに関する意見を福田総理に提出	
9月17日	○ 総務省、国土交通省が三省合意文書を全国知事会に提示	
9月29日		● 各都道府県へモデル検証を踏まえた道路・河川の課題について報告
10月 3日	○ 国土交通省が個別協議を開始する旨記者発表	● 国土交通省へ見直しの考え方に対する意見及び財源等の考え方の提示について申し入れ ● 各都道府県へ個別協議に入ることについて通知
10月 3日 ?	○ 各都道府県知事と国土交通省各地方整備局長等との会談 各都道府県において個別協議開始	
12月 2日	○ 国土交通省が地方分権改革推進委員会において、個別協議の確認事項を取りまとめて説明	
平成21年 4月 2日	○ 国土交通省が地方分権改革推進委員会において、権限移譲の状況について報告 ⇒道路の一部について4月1日付けで県等に移管をした旨の説明	
4月 9日		● 国土交通省に対し、経緯の説明及び三省合意を踏まえた財源措置について質問書を提出
4月20日	○ 国土交通省が4月9日の全国知事会の質問書に対し回答を提出	
5月 8日	○ 総務省が4月22日の全国知事会の質問書に対し回答を提出	

道路・河川の権限移譲に係る質問書

政府の地方分権改革推進要綱（第1次）においては、道路・河川の権限移譲に当たって、「人員や財源等を国から移譲するなど必要な手当を行うものとする」とされており、昨年9月17日に全国知事会あてに示された総務省、国土交通省、財務省の3省合意文書においても、権限移譲に当たっての財源措置の検討が明記された。

この3省合意に基づき、国と地方の財政中立の考え方のもと、国土交通省と各都道府県・政令市との協議が進められてきたところであるが、去る4月2日に開催された地方分権改革推進委員会における国土交通省からの報告によると、「移管する方向で今後更に調整を進めていくもの」となっている道路の一部について、4月1日付けで県等へ移管をした旨の説明があった。

しかし、この移管に際しては、現在、3省合意に基づく所要の財源移転を伴っていない状況である。このことは、今後の協議の成否を左右しかねない問題であり、本件について、経緯を説明いただくとともに、3省合意を踏まえた財源措置について、ご回答をいただきたい。

平成 21 年 4 月 9 日

国土交通省 御中

全 国 知 事 会

道路・河川の権限移譲に係る財源措置について

道路・河川の都道府県への権限移譲については、各都道府県において国土交通省との個別協議が進められてきていることと存じます。

このことに関連し、去る4月2日に開催された地方分権改革推進委員会において、国土交通省から報告が行われましたが、その際に「移管する方向で今後更に調整を進めていくもの」となっている道路の一部について、4月1日付けで県等へ移管をした旨の説明がありました。

道路・河川の権限移譲に伴う財源措置については、地方分権改革推進要綱（第1次）において、「個々の事項を実施するに当たっては、人員や財源等を国から移譲するなど必要な手当を行うものとする」ことが決定されており、また、昨年9月17日には、時限的な措置として、直轄事業における国負担率並みの交付金等の財政措置を検討する、とした総務省、国土交通省、財務省の3省合意文書が示されているところです。

今回の取扱いは、財政措置の内容や検討の経過が十分に示されることなく、従前の手続きに沿った形で国から地方への移管が行われたもの（財源措置なく県等へ移管したこと）であり、国と地方の財政中立の考え方に立つとした3省合意文書に反するものであると考えられます。

全国知事会としては、国に対して別添のとおり、経緯や財源措置の考え方等について回答を求めているところであります。今後、このような取扱いが既成事実化され財源措置のない移管が進むことがないよう強く要請してまいりたいと考えておりますが、各都道府県におかれましても、十分にご配慮いただくとともに、今後とも、財源措置なく移管が提案されるような事例などがありましたら、知事会への密な情報提供をお願いします。

平成21年4月9日

各都道府県知事様

全国知事会地方分権推進特別委員会
委員長 山田 啓二

「道路・河川の権限移譲に係る質問書」に対する回答

直轄国道につきましては、本年4月1日に、一般国道56号の現道（高知県須崎市吾井郷から同市下分まで、約5km）を高知県に、一般国道10号の現道（宮崎県宮崎市高岡町花見、約1km）を宮崎市に、それぞれ移管したところであります。

当該区間につきましては、平成19年4月1日の地方分権改革推進委員会の発足を契機とする地方分権改革の議論の前から、移管先の地方公共団体との間で移管の方向性について合意がなされていたものであります。今般、当該地方公共団体の要請による補修工事や地方議会の承認等の手続が全て完了したことから、当該地方公共団体と協議の上で移管したものであります。

道路・河川の移管に伴う財源措置につきましては、昨年9月17日の「道路・河川の権限移譲について」に基づき検討を行うとの考えに変わりはなく、今後、真摯に対応させていただきますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

平成21年4月20日

全 国 知 事 会 御 中

国 土 交 通 省

「道路・河川の権限移譲に係る質問書」に対する回答

国土交通省によれば、本年4月1日に、直轄国道のうち、一般国道56号の現道(高知県須崎市五井郷から同市下分まで、約5km)が高知県に、一般国道10号の現道(宮崎県宮崎市高岡町花見、約1km)が宮崎市に、それぞれ権限移譲されたとのことであります。

道路・河川の権限移譲に伴う財源措置については、円滑な権限移譲を進める観点から、昨年9月17日の「道路・河川の権限移譲について」において、「時限的な措置として、個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率並みの交付金等の国による財政措置を、地方分権改革推進委員会の意見書及び全国知事会の要望を踏まえつつ検討する」としているところです。

このため、昨年12月2日に国土交通省が地方分権改革推進委員会に提出した「河川・道路に係る地方公共団体への権限移譲に関する取りまとめ」を受けた個々の道路・河川の権限移譲に係る上記の交付金等の国による財政措置について、国土交通省等と調整を行ってまいります。

また、国土交通省との調整の結果、今後の個々の道路・河川の移管は、上記の財政措置を明確にした上で行うこととしたい旨国土交通省から聞いております。

平成21年 5月 8日

全 国 知 事 会 御 中

総 務 省

平成20年9月17日
総務省
国土交通省

道路・河川の権限移譲について

別添資料は8月4日に全国知事会から地方分権改革推進本部長（本部長：内閣総理大臣）あてに提出された「道路・河川の権限移譲に伴う財源等に関する申し入れ」を受け、財源問題に関して検討する方向性を総務省及び国土交通省においてまとめた資料です。これを提示することについて財務省の了解を得ております。

今後、具体的な支援の内容について関係省庁で前向きに対応してまいります。

道路・河川の権限移譲について

1. 道路・河川の権限移譲に当たっては、国・地方全体としての行政の効率化を念頭に置きつつ、基本的には、国と地方の財政中立の考え方に立って、以下のとおりとする。

(1) 道路・河川の権限移譲に伴う財源措置については、時限的な措置として、個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率並みの交付金等の国による財政措置を、地方分権改革推進委員会の意見書及び全国知事会の要望を踏まえつつ検討することとし、地域の実状を十分に踏まえ必要な整備・維持管理の水準を確保する。

ただし、地方公共団体が移譲された道路・河川を維持管理するに当たっては、地方の創意工夫等により、一層の効率化に努める。

(2) 想定を超える大規模災害等については、国・地方が協力して適切に対応することとし、その場合の国の支援の仕組み等については、今後、検討する。

(3) 道路・河川の権限移譲に伴って必要となる人員の確保の方策については、事業執行が円滑に行われるよう、今後、検討する。

2. 1. を前提に、遅くとも9月中には個別の道路・河川について国土交通省と関係都道府県等との協議が行われるようにする。